

## 別紙 重要事実一覧表（上場投資法人向け）

※ 営業期間が半年の上場投資法人では、以下のとおり読み替えを行う。

- ・ 「最近営業期間の営業収益」→「最近2営業期間の営業収益の合計額」
- ・ 「～日の属する営業期間」→「～日の属する営業期間開始の日から始まる特定営業期間」
- ・ 「3営業期間」→「3特定営業期間」、「翌営業期間」→「翌特定営業期間」

「特定営業期間」とは、「連続する営業期間」を言い、「3特定営業期間」と言う場合には、特定営業期間の重複がないよう、2番目以降の特定営業期間は、前特定営業期間末日の翌日から始まるものを言う。

### i. 上場投資法人の決定事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 資産運用委託契約の締結・解約 (法166条2項9号イ)	—
2. 投資口の発行 (法166条2項9号ロ)	払込金額の総額が1億円未満(取引規制府令55条の2第1号)
3. 自己の投資口の取得 (法166条2項9号ハ)	—
4. 新投資口予約権無償割当て (法166条2項9号ニ)	払込金額の総額が1億円未満、かつ、増加割合が10%未満(取引規制府令55条の2第2号)
5. 投資口の分割 (法166条2項9号ホ)	増加割合が10%未満(取引規制府令55条の2第3号)
6. 金銭の分配 (法166条2項9号ヘ)	一口当たり分配額の、前営業期間の一口当たり分配額からの増減率が20%未満(取引規制府令55条の2第4号)
7. 合併 (法166条2項9号ト)	(1) 存続法人となる吸収合併の場合 合併による資産の増加額が最近営業期間の末日における純資産額の30%未満、かつ、合併予定日の属する営業期間及び翌営業期間の合併による投資法人の営業収益の増加額が最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の2第5号) (2) 消滅法人となる吸収合併・新設合併の場合 軽微基準なし
8. 解散(合併による解散を除く) (法166条2項9号チ)	—
9. 最低純資産額の減少 (法166条2項9号リ、令29条の2の2第1号)	—
10. 上場廃止等の申請 (法166条2項9号リ、令29条の2の2第2～4号)	—
11. 破産・再生手続開始の申立て (法166条2項9号リ、令29条の2の2第5号)	—
12. 公開買付けに係る対抗買いの要請 (法166条2項9号リ、令29条の2の2第6号)	—

ii. 上場投資法人の発生事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害 (法166条2項10号イ)	損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満 (取引規制府令55条の3第1項1号)
2. 上場廃止等の原因となる事実 (法166条2項10号ロ)	投資法人債券に係る上場廃止等の原因となる事実が生じたこと(投資口の上場廃止等の原因事実を除く)(取引規制府令55条の3第1項2号)
3. 訴訟の提起又は判決等 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第1号)	(1)訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が最近営業期間の末日における純資産額の15%未満、かつ、直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合の、訴え提起日の属する営業期間以降の3営業期間における敗訴による営業収益の減少額が、いずれも最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の3第1項3号イ) (2)訴えについて判決があった場合又は訴訟が裁判によらずに完結した場合 (1)の基準に該当する訴訟である場合又は(1)の基準に該当しない訴訟の一部が判決によらずに完結した場合であって、当該判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満、かつ、当該判決等の日の属する営業期間以降の3営業期間における判決等による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の3第1項3号ロ)
4. 資産運用差止仮処分命令の申立て又は裁判等 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第2号)	(1)仮処分命令の申立てがなされた場合 直ちに申立てどおりの仮処分命令が発せられたとした場合の、申立ての日の属する営業期間以降の3営業期間における仮処分命令による営業収益の減少額が、いずれも最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の3第1項4号イ) (2)仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は手続が裁判によらずに完結した場合 当該裁判等の日の属する営業期間以降の3営業期間における当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の3第1項4号ロ)
5. 行政庁による処分 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第3号)	処分を受けた日の属する営業期間以降の3営業期間における処分による営業収益の減少額が、いずれも最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の3第1項5号)
6. 投資法人以外の者による破産・再生手続開始の申立て (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第4号)	—
7. 不渡り等 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第5号)	—
8. 債権の取立不能又は取立遅延のおそれ (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第6号)	債務不履行のおそれのある額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満(取引規制府令55条の3第1項6号)
9. 主要取引先との取引の停止 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第7号)	取引停止日の属する営業期間以降の3営業期間における取引停止による営業収益の減少額が、いずれも最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の3第1項7号)

重要事実の項目	軽微基準の概要
10. 債務免除等の金融支援 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第8号)	債務免除等の額が最近営業期間の末日における債務の総額の10%未満 (取引規制府令55条の3第1項8号)
11. 資源の発見 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第9号)	資源の採掘等を開始する営業期間以降の3営業期間における資源を利用する事業による営業収益の増加額が、いずれも最近営業期間の営業収益の10%未満 (取引規制府令55条の3第1項9号)
12. 取扱有価証券の指定の取消原因事実 (法166条2項10号ハ、令29条の2の3第10号)	—

### iii. 上場投資法人の決算に関する事実

重要事実の項目	軽微基準の概要
業績予想、分配予想の修正等 (法166条2項11号)	<p>○営業収益 (取引規制府令55条の4第1号) 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下10%未満</p> <p>○経常利益 (取引規制府令55条の4第2号) 次の①又は②に該当する場合 ①新たに算出した予想値又は当営業期間の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下30%未満※※ ②新たに算出した予想値又は当営業期間の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動幅が、前営業期間の末日における純資産額の5%未満</p> <p>○純利益 (取引規制府令55条の4第3号) 次の①又は②に該当する場合 ①新たに算出した予想値又は当営業期間の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動率が上下30%未満※※ ②新たに算出した予想値又は当営業期間の決算数値の、公表がされた直近の予想値※に対する変動幅が、前営業期間の末日における純資産額の2.5%未満</p> <p>○金銭の分配 (取引規制府令55条の4第4号) 新たに算出した予想値又は当営業期間の決算数値 (決算によらないで確定した数値を含む。) の、公表がされた直近の予想値 (当該予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の対応する期間における実績値) に対する変動率が上下20%未満※※ ※公表がされた直近の予想値がない場合は、公表がされた前営業期間の実績値を参照する ※※公表がされた直近の予想値、又は当該予想値がない場合における公表がされた前営業期間の実績値が0の場合は、変動率が基準以上であると判定する</p>

#### iv. 資産運用会社に係る決定事実

※ 以下のうち、資産運用に関わるものは、当該上場投資法人との関係で影響があるもののみが重要事実該当することとなり、軽微基準の該当性についても当該上場投資法人との関係で判定を行う。

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 特定資産の取得・譲渡・貸借 (法166条2項12号イ)	(1)特定資産の取得／譲渡 取得／譲渡価額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満（取引規制府令55条の5第1項1号イ・ロ） (2)特定資産の貸借 貸借予定日の属する営業期間以降の3営業期間における貸借による投資法人の営業収益の増加額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満（取引規制府令55条の5第1項1号ハ）
2. 資産運用委託契約の解約 (法166条2項12号ロ)	—
3. 株式交換 (法166条2項12号ハ)	(1)完全親会社となる場合 資産運用会社の主要株主が異動しないこと（取引規制府令55条の5第1項2号） (2)完全子会社となる場合 軽微基準なし
4. 株式移転 (法166条2項12号ニ)	—
5. 合併 (法166条2項12号ホ)	(1)存続会社となる吸収合併の場合 資産運用会社の主要株主が異動しないこと（取引規制府令55条の5第1項3号） (2)消滅会社となる吸収合併・新設合併の場合 軽微基準なし
6. 解散（合併による解散を除く） (法166条2項12号ヘ)	—
7. 会社分割 (法166条2項12号ト、令29条の2の4第1号)	(1)分割会社となる場合 投資法人の委託を受けて行う資産運用業務を承継しないこと（取引規制府令55条の5第1項4号イ） (2)承継会社となる場合 資産運用会社の主要株主が異動しないこと（取引規制府令55条の5第1項4号ロ）
8. 事業譲渡 (法166条2項12号ト、令29条の2の4第2号)	(1)譲渡会社となる場合 投資法人の委託を受けて行う資産運用業務を承継しないこと（取引規制府令55条の5第1項5号イ） (2)譲受会社となる場合 資産運用会社の主要株主が異動しないこと（取引規制府令55条の5第1項5号ロ）
9. 資産運用事業の休廃止 (法166条2項12号ト、令29条の2の4第3号)	事業休廃止の予定日の属する営業期間以降の3営業期間における休廃止による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満（取引規制府令55条の5第1項6号）
10. 資産運用の休廃止 (法166条2項12号ト、令29条の2の4第4号)	運用休廃止の予定日の属する営業期間以降の3営業期間における休廃止による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満（取引規制府令55条の5第1項7号）
11. 破産・再生・更生手続開始の申立て (法166条2項12号ト、令29条の2の4第5号)	—

重要事実の項目	軽微基準の概要
12. 新たな資産運用の開始 (法166条2項12号ト、令29条の2の4第6号)	新たな資産運用を開始する営業期間以降の3営業期間における当該資産運用による投資法人の営業収益の増加額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満、かつ、新たな資産運用の開始のための特別支出額合計額が投資法人の最近営業期間の末日における固定資産の帳簿価額の10%未満(取引規制府令55条の5第1項8号)

#### v. 資産運用会社の発生事実

※ 以下のうち、1. 4. 5. については、当該上場投資法人から委託を受けた資産運用に影響があるもののみが重要事実該当することとなり、軽微基準の該当性についても当該上場投資法人との関係で判定を行う。

重要事実の項目	軽微基準の概要
1. 行政庁による処分 (法166条2項13号イ)	処分を受けた日の属する営業期間以降の3営業期間における処分による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の6第1項1号)
2. 特定関係法人の異動 (法166条2項13号ロ)	—
3. 主要株主の異動 (法166条2項13号ハ)	—
4. 訴訟の提起又は判決等 (法166条2項13号ニ、令29条の2の5第1号)	(1) 訴えが提起された場合 訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の15%未満、かつ、直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合の、訴え提起日の属する営業期間以降の3営業期間における敗訴による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の6第1項2号イ) (2) 訴えについて判決があった場合又は訴訟が裁判によらずに完結した場合 (1)の基準に該当する訴訟である場合又は(1)の基準に該当しない訴訟の一部が判決によらずに完結した場合であって、当該判決等により投資法人の給付する財産の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の3%未満、かつ、当該判決等の日の属する営業期間以降の3営業期間における判決等による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の6第1項2号ロ)
5. 資産運用差止仮処分命令の申立て又は裁判等 (法166条2項13号ニ、令29条の2の5第2号)	(1) 仮処分命令の申立てがなされた場合 直ちに申立てどおりの仮処分命令が発せられたとした場合の、申立ての日の属する営業期間以降の3営業期間における仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の6第1項3号イ) (2) 仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は手続が裁判によらずに完結した場合 当該裁判等の日の属する営業期間以降の3営業期間における当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が、いずれも投資法人の最近営業期間の営業収益の10%未満(取引規制府令55条の6第1項3号ロ)
6. 資産運用会社以外の者による破産・再生手続開始の申立て (法166条2項13号ニ、令29条の2の5第3号)	—

重要事実の項目	軽微基準の概要
7. 不渡り等 (法166条2項13号ニ、令29条の2の5第4号)	—
8. 特定関係法人に係る破産手続開始の申立て等 (法166条2項13号ニ、令29条の2の5第5号)	—
9. 特別支配株主による株式等売渡請求 (法166条2項13号ニ、令29条の2の5第6号)	—

#### vi. 公開買付け等事実

公開買付け等事実の項目	軽微基準の概要
1. 公開買付け(法167条)	—
2. 公開買付けに準ずる行為 (法167条)	<p>次の①又は②に該当すること</p> <p>①各年において買い集める投資口の数が、発行済投資口の2.5%未満(取引規制府令62条1号)</p> <p>②金融商品取引業者が有価証券の流通の円滑化を図るために顧客を相手方として転売目的で行うもの(いわゆるブロックトレード)(取引規制府令62条2号)</p>
<p>※公開買付けに準ずる行為とは、 上場投資法人の発行する投資口を買い集める者が、自己又は他人の名義で買い集める投資口の数の合計が、当該上場投資法人の発行済投資口の数の5%以上である場合の、当該買集め行為のこと(令31条)</p>	